「考え、議論する道徳」にむけた授業づくりに関する一考察

ードイツにおける道徳教育を手がかりに一

杉 原 董「鹿児島大学教育学系(教育学)]

A study on lesson planning for "Moral education through deliberating and discussing": Moral education in Germany

SUGIHARA Kaoru

キーワード: 「特別の教科 道徳」、「考え、議論する道徳」、ドイツ、道徳教育

1. はじめに

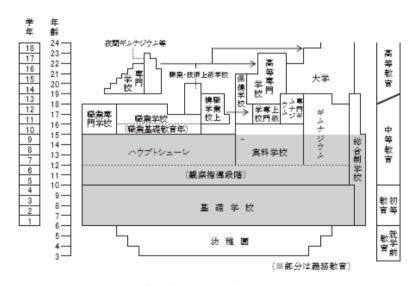
平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、昭和33年からはじまった「道徳」は「特別の教科 道徳」となり、それに伴って学習指導要領の一部改正の告示が公示された。小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から全面実施される。今回の改正の意図を『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』(中学校も同じ)は、次のように説明している。

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性を持たず言われるまま行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立のある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである (1)。

すなわち、「特別の教科 道徳」においては、子どもたちが道徳的な課題を自分のこととして引き受け、それを他者とともに考え、議論していくことが求められているのである。押谷ほか (2015) は、従来行われてきた読み物資料の登場人物の気持ちを読み取るワンパターンな授業方法から授業のねらいにあわせた授業方法の選択への移行を提案し、問題解決型授業、エンカウンター型授業、総合単元的授業などの多様な授業方法を紹介している (2)。また、渡邉ほか (2016) も従来の心情主義的な授業方法では育成できていなかった道徳的価値の理解に終わらない実践力を養う授業方法として価値明確化授業、モラルジレンマ授業、コミュニケーション・ルール学習、モラル・スキル・トレーニング、問題解決型授業について言及している (3)。

今まさに大きく変わろうとしている日本の道徳教育であるが、道徳性の涵養を課題として教育活動を行っている国はもちろん日本以外にも存在している。そこで、本論文では、「考え、議論する道徳」を可能にするための示唆をドイツでの道徳教育にかかわる取り組みから得ることを目的とする。ドイツに着目する理由としては、我が国における「考え、議論する道徳」への転換の背景にはグローバル化や価値の多様化が存在するが、こうした社会の変化にすでに直面し、道徳教育のありかたを変革してきた国としての特徴を有していることが挙げられる。ドイツにおける道徳教育に関する研究としては、市民性教育の観点から分析をしている久野(2013)や Suzuki(2016)、武藤・新井(2008)、道徳教育を担当する教員の養成課程に注目した辻野(2009)、近年の道徳教育改革について概観した杉原(2013)などを挙げることができるが、諸外国における道徳教育の実際の授業の内容・展開から道徳教育の授業のありかたについて検討している研究の蓄積は乏しい。そこで、本研究ではこれらの研究成果に学びながらドイツにおける道徳教育で実際にどのような取り組みが行われているのかを整理し、「考え、議論する道徳」を実現するための視点を得たい。

2. ドイツにおいて道徳性の涵養が求められた背景



【図1】ドイツの学校系統図

出典:文部科学省(2010)「平成22年版教育指標の国際比較」71頁

1990年の東西ドイツ統一以降、ドイツにとっての最重要課題は東西の格差を縮めることであった。教育の領域については東ドイツの制度を西ドイツのものにあわせて再編するとともに、東ドイツ地域で余剰状態にあった教員を西ドイツ地域へ移動させることで教員の需給調整につとめた。そして、その次なる課題として1990年代末から2000年にかけて浮上してきたのが「学力問題」と「道徳的涵養」である。ドイツにおいて「学力問題」を引き起こすきっかけとなったのは1995年のIEA「第3回国際数学・理科教育動向調査(TIMMS)」(4)と2000年のOECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」(5)における成績不振であった。この結果はドイツの教育界に大きな衝撃を与えることとなり、「TIMMS ショック」「PISA ショック」と言われている。自国の教育に対する自信を失ったドイツは自ら

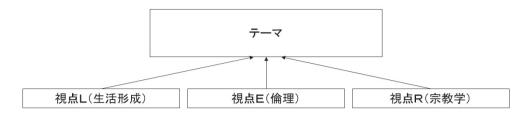
の教育制度が国際競争を耐えうるだけのものではないことを自覚し、学力低下の原因や子どもたちを取り巻く社会 状況の調査・分析に取り組んでいった。その結果、明らかとなった学力低下の原因がドイツの伝統的な学校制度(図 1 を参照)であった。

つまり、調査の結果、成績下位の子どもたちを受け入れてきたのは、ハウプトシューレであり、その原因は高学歴志向が進むなかで卒業後に就職して職業訓練を受けることになる子どもたちが就学することを目的として設置されたハウプトシューレが社会のニーズに合致しないものとなったこと、そしてその学校の生徒の大部分を移民が占めていることが明らかになった。移民生徒の多くは、両親がドイツ語を話すことのできない家庭に育ち、母国語もドイツ語もともに充分には身についていないため、学校での学習に遅れがちになる。さらに彼らは、経済的な問題を抱えていることが多く、自分たちの生活環境や将来への展望に鬱屈とした感情を抱え、その感情は校内暴力や授業妨害といったかたちであらわれた。ハウプトシューレにおける校内暴力の発生件数は、他の学校種に比べ著しく多い (6)。このように学力低下と連動するかたちで子どもたちの道徳的荒廃が注目を集めるようになった。

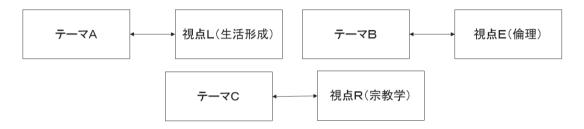
移民の受け入れ、学力低下とともに注目集めるようになった道徳的涵養の重要性であるが、それ以前においてもドイツでは子どもたちに道徳性を養うための努力を行っていた。ドイツの教育制度は日本とは異なり、州によって大きく異なる部分もあるが「7」、学齢期の子どもたちに対する道徳性の涵養はどの州でも行われ、その主たる教育の場は教会や学校の「宗教」の授業であった。「宗教」の授業は、日本の憲法に相当する基本法で初等・中等教育課程の「正規の科目」として位置づけられており、多くの州で必修科目となっている。一般的に「宗教」の授業は、キリスト教的世界に子どもたちを導き入れ、キリスト教的題材を活用して人生の意味や規範について教えることを目的としている。しかし、近年、宗教的・文化的に異なる背景を持った外国人や移民が増加したり、ドイツ人が宗教に関心をあまり持たなくなっていることから、ドイツの宗教を取りまく状況は大きく変化している。このような社会変化をうけて「宗教」の授業の代わりに特定の宗派にこだわらない「倫理」や「LER(Lebensgestaltung - Ethik-Religionskunde)」、「世界観教授」といった授業科目を設ける州が出てくるようになり、現在では、すべての州において特定の宗派に基づかない道徳的涵養のための授業が設けられている。

3. ドイツにおける道徳教育の展開

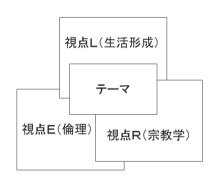
ここでは先行研究をもとにドイツで道徳性の涵養のための教育として展開されているものを取り上げ、その授業の方法について概観してきたい。例えば、ブランデンブルク州に設けられた「LER」に関する学習指導要領には、初等教育段階においても中等教育段階においても6つのテーマ(①社会的諸関係、②実存的経験、③個々の発展課題、④世界、自然、人間、⑤世界像、文化、文化相互の関わり、⑥平和と正義)を授業の中で取り扱い、それぞれのテーマに対してLebensgestaltung(生活形成)、Ethik(倫理)、Religionskunde(宗教学)の側面からアプローチを行うことが記載されており⁽⁸⁾、物事を広い視野から多面的に考えるための工夫がなされている。具体的には、ひとつのテーマに3つの視点から迫るモデル1、ひとつのテーマをある特定の視点で掘り下げるモデル2、3つの視点を相互に関連付けながらひとつのテーマに迫るモデル3テーマが構想されている(【図2】、【図3】、【図4】を参照)(9)。



【図2】テーマと視点との関係図(モデル1)



【図3】テーマと視点との関係図(モデル2)



【図4】テーマと視点との関係図(モデル3)

同様の授業構成はベルリンで設けられている「倫理」でも見られる。「倫理」は 2006/2007 年度から中等学校段階において必修とされた科目である。「倫理」では、個人的視点・社会的視点・思想的視点という3つの視点に基づいて6つのテーマ(①アイデンティティ・友情・幸福、②自由・責任・連帯、③差別・暴力・寛容、④平等・権利・正義、⑤罪・義務・良心、⑥知識・希望・信念)が取り上げられる。個人的視点では、各テーマが生徒自身にとってどのような意味を持っているのか、生徒自身とどうつながっているのかという点に留意し、生徒たちの日常体験や生活と結び付けた授業を展開することが求められる。社会的視点では、個人の行動や態度の見本となる社会規範とは何か、共同生活や社会秩序が持つ意味などを考えるために社会問題や社会慣習などからテーマに迫り、生徒と社会を結び付けた授業を構成しなければならない。思想的視点では、個人の行動や社会規範を秩序付けている思想とは何かに迫るためのアプローチを行う(10)。

「LER」のテーマ①社会的諸関係のなかの「衝突・葛藤」を扱ったブランデンブルク州のある中等学校の授業では、家族間で起きる意見の対立を具体的経験に基づいて語るところから始めて、事例「サッカーにどうしても参加した

い男の子と年に2回しか来ることのできない祖母の来訪に備えて家にいてほしい母親」を提示し、役割演技を通じて「衝突」を再現し、そこで生じた感情について集団で確認した。そのうえで「氷山モデル」(目に見える事象は、何の理由もなく生じているのでなく、さまざまな因果関係のつながりの中で生じていることを氷山になぞらえて表現しているもの)をもとに「衝突」を解決するための方法を検討していった (11)。すなわち、視点 L (生活形成)から体験的な手法を用いて実生活でも起こりうる事例をもとに男の子とお母さん、それ以外に関係する人物の立場からそれぞれの思いを想像し、思いをどのように伝えあえばより良い関係性を築いていくことができるのかを自分の問題として考え、意見を出し合い、議論するなかでより良い解決策を模索する授業が展開されている。

特定の教科以外でも道徳性の涵養につながる教育は展開されている。ベルリンのある中等学校で展開された交流活動について概観しておこう。この中等学校では2004年~2006年および2008年~2011年の時期に他国の生徒との交流活動を通じてヨーロッパ・アイデンティへの意識を目覚めさせるためのプログラムを実施した。ヨーロッパ・アイデンティティの意識を目覚めさせるという考えの背景には、「様々な出自の移民を含む多様な市民からなるヨーロッパ社会の現状は、そもそも一律的・孤立的なアイデンティティ像の要求に対しては必然的に留保ないし反対の立場を取らざるを得ない。そのため、特定のアイデンティティの普及を目指すのではく、市民一人ひとりが自由にヨーロッパ人としての意識を形成するよう促すこと」(12)が求められていることがある。具体的な交流活動の内容としては、①インターネットを活用した学校紹介、②自国についての情報をクイズ形式で出題する CD や DVD の作成、③自国の歴史や文化に関する小冊子・ウェブページ作り、④他国へのホームステイ、⑤「環境と持続可能性」というテーマでのワークショップなどが含まれる(13)。これらの活動を通じて、生徒たちは自国の良さはもちろん他国の良さを体験的に学び、国境を越えた連帯のありかた、文化的・言語的に異質なものへの寛容を考える。そして、一つのテーマを巡って協同的に問題解決を模索し、解決策を生み出す力を身に付けていく。

また、「社会性の学習(Soziales Lemen)」と呼ばれる教育活動も存在するが、これは特定の教科で行われるわけではなく、「朝の輪」「学級会」「学級の時間」などを通じて展開される教科横断的な学びである。「社会性の学習」には、「コミュニケーション、コンタクト、協同、連帯、コンフリクト、自我・アイデンティティ、社会的感受性、寛容、批判、ルールとの関わり、グループ認識」(44) などが含まれており、ノルトライン・ヴェストファーレン州では「社会性の学習」の意義として、①共に学びそして生きる、②人を助けそして助けを受ける、③他者を思いやる、④規則を実践し、守っていく、⑤責任を持つこと、が挙げられている(15)。このように「社会性の学習」では、我が国における道徳教育で育成しなければならない道徳性につながる観点を確認することができる。ベルリンのある中等学校では教科の時間から少しずつ時間を取り「社会性の学習」のための時間を設け、ゲームを通じたコミュニケーション能力の向上、互いの考えの聴き合い活動、トラブル仲裁活動のトレーニングなどを行っている。また、ヘッセン州の初等学校では知ること学ぶこと、認識すること、体、感情、コミュニケーション、信頼、協力、葛藤を処理すること、リラクゼーション、自信の10のテーマごとに活動と遊びを行い、人間関係の葛藤を建設的に解決する能力や自主性、責任を持って行動する力、葛藤を処理する文化を学校内に作ることを目指した実践が行われている(16)。

4. おわりに「考え、議論する道徳」への示唆し

私たちは「考え、議論する」道徳を可能にするためにドイツにおける道徳性の涵養を目指した教育の展開から何

を学ぶことができるだろうか。今後の授業づくりにとって参考になるであろう観点を以下に整理したい。第一に、ブランデンブルク州における「LER」およびベルリンの「倫理」で構想されているテーマへの迫り方を挙げることができる。「特別の教科 道徳」の目標として「道徳教育の目標に基づき、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」 (17) ことが明記されているが、「物事を広い視野から多面的・多角的に考え」るために、あるテーマをさまざまな観点から探究していく「「LER」や「倫理」の構成は興味深い。

第二に、「葛藤」や「衝突」に焦点を当てた教育実践が展開されていることを指摘することができる。子どもたちは、家庭や地域社会における生活経験からさまざまな価値について自分なりの「正しさ」を有して学校に来る。しかしながら、その「正しさ」は必ずしも同じとは限らず、時として「葛藤」や「衝突」としてあらわれてくる。ドイツの実践では、こうした「葛藤」や「衝突」に焦点を当てることで自分の持つ「正しさ」を他者の持つ「正しさ」と比較しながら吟味し、より良い人間関係を構築するための資質能力を形成しようとしている。我が国における道徳教育でもモラルジレンマ授業においてはこの「葛藤」に焦点があてられるが、こうした授業方法は学校現場でまだ十分に取り入れられてはいない。「考え、議論する」ことを可能にするためにも「葛藤」や「衝突」を核とした授業展開に目を向ける必要があるだろう。なぜならば、他者との考え方の違い、そこから生じるぶつかり合いは子どもたちに自分の考えの再考を迫ることになるはずだからである。

第三に、道徳性の涵養の核に「活動」が据えられていること、すなわち、道徳性にかかわる価値を教員が伝達する授業方法ではなく、「活動」を通じて子どもたち自らが価値を創造する教育を展開していることである。これまで我が国では読み物資料の登場人物の気持ちを読み取る座学としての道徳学習が主流を占めており、これは「考え、議論する道徳」ではなく「読みとり道徳」であると批判されている。授業のねらいに合致しない楽しいだけのゲームに意味はないが、ゲームを通じて自分を知り、他者を知ること、グループ活動を通じて互いの意見をすり合わせていくこと、共に何かを作り上げていく過程でさまざまな能力を獲得すること、書く活動を通じて一人ひとりがじっくりと自分の考えをまとめたり、客観視したりすること、プレゼンテーション活動を通じて自分の考えを他者に伝えることは「読み取り道徳」からの脱却にとって有益な観点を提示してくれるだろう。

最後に、先行研究でも取り上げられているようにドイツで涵養されている道徳性は、近年、「市民性(シティズンシップ)」という言葉で表現される資質能力として説明することができることを確認しておこう。「市民性」の内容は多岐にわたり、明確な定義は難しいが、蓮見(2008)は次のように整理している。

第一に、シティズンシップの語で表現される内容(構想・外延)には、所属共同体にかかる権利・義務、政治や公的事柄への参加、所属意識・アイデンティティなどの要素を含めることが多いこと。第二に、その概念(内包)が「共同体においてその完全な成員が充備しているもの」という経験的な面と、「共同体においてその完全な成員が必備すべきもの」という規範的な面との二つの面を持つこと、である。なお、ここでの共同体とは、地域社会・国家・世界など様々なレベルのものを想定しうるのであって、国家共同体に限定されるものではない。(18)

こうした「市民性」の育成が求められるようになった背景にはグローバル化に代表されるような社会の大きな変化が存在する。従来の国民国家では「ある国で市民であるもの=その国の国民」であることが当然であり、市民性育成は国民教育と同義であった。しかしながら、グローバル化の進展に伴って国民がその国に住む市民とは一致しなくなり、国民教育の中で重要視された愛国心や国家に関する知識よりもむしろ多文化社会にふさわしい考え方や知識、他者との関係性の築きかたのほうに注目が集まるようになった。このような変化は、我が国における道徳の教科化の背景とも一致するものであり、「特別の教科道徳」の実施にあたっては、市民性教育の視点も取り入れていく必要があるだろう。

註

- (1) 文部科学省(2015) 『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2 頁より引用。
- (2) 押谷由夫・諸富祥彦・柳沼良太編 (2015) 『新教科道徳はこうしたら面白い: 道徳科を充実させる具体的提案と授業の実際』図書文化社を参照。
- (3) 渡邉満・押谷由夫・渡邊隆信・小川哲哉編 (2016) 『「特別の教科 道徳」が担うグローバル化時代の道徳教育』 北大路書房を参照。
- (4) ドイツの結果は、参加 41 か国中、数学 23 位、理科 18 位であった。
- (5) ドイツの結果は、参加32か国中、読解21位、数学20位、科学20位であった。
- (6) 杉原薫(2013)「ドイツの道徳教育改革」小柳正司編著『道徳教育の基礎と応用:生き生きと学ぶ道徳の教育』 あいり出版、215 頁を参照。
- (7)ドイツ連邦共和国基本法によれば、国家的権能の行使および国家的任務の遂行は、別段の定めがない限り 各州の事項とされている。しかしながら、実際には外交などの重要事項の多くが基本法によって連邦の権 限とされており、州の権限事項は多くない。そのなかにあって、伝統的に各州に留保されたのが文化政策 や文化行政の領域、教育制度の領域における統轄権である。すなわち、若干の例外を除いて教育について の権能は連邦にはなく、州に属している。
- (8) Ministrium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg (Hrsg.) (2008), Rahmenlehrplan Grundschule: Lebensgestaltunf-Ethik-Religionskunde, pp.22 32 および Ministrium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg (Hrsg.) (2008), Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe 1: jahrgangsstufen7-10: Lebensgestaltunf-Ethik-Religionskunde, p.22
- (9) 【図2】、【図3】、【図4】は、Ministrium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg (Hrsg.) (2008), a.a.O., p.25 より執筆者作成。
- (10) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), Rahmenlehrplan für die Sekunderstufe I Jahrgangsstufe 7-10 Ethik, pp.18-24.
- (11) 武藤孝典・新井浅浩編著(2008)『ヨーロッパの学校における市民的社会性教育の発展-フランス・ドイツ・イギリス』東信堂、209 211 頁を参照。
- (12) 久野弘幸(2013)「学校におけるヨーロッパ市民の育成-ドイツの事例から-」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会、60 頁より引用。

- (13) 同上書、65-68 頁を参照。
- (14) 武藤孝典・新井浅浩編著、前掲書、221 頁より引用。
- (15) 同上書、222 頁を参照。
- (16) 同上書、233-238 頁を参照。
- (17) 文部科学省(2015)『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』15 頁より引用。
- (18) 蓮見二郎 (2008) 「英国のシティズンシップ教育 経緯・現状・課題 」『政治研究』第 55 号、64 頁より引用。

参考文献

天野正治・結城忠・別府昭郎編著 (1998)『ドイツの教育』東信堂

江原武一・南部広孝(2011)『現代教育改革論-世界の動向と日本のゆくえー』放送大学教育振興会

押谷由夫・諸富祥彦・柳沼良太編 (2015)『新教科道徳はこうしたら面白い:道徳科を充実させる具体的提案と授業の実際』図書文化社

久野弘幸(2013)「学校におけるヨーロッパ市民の育成ードイツの事例から−」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市 民性教育』名古屋大学出版会、pp.57 - 79

杉原薫(2013)「ドイツの道徳教育改革」小柳正司編著『道徳教育の基礎と応用:生き生きと学ぶ道徳の教育』あいり出版, pp.213 - 223

蓮見二郎(2008)「英国のシティズンシップ教育-経緯・現状・課題-」『政治研究』第 55 号, pp.63 - 92

武藤孝典・新井浅浩編著 (2008) 『ヨーロッパの学校における市民的社会性教育の発展-フランス・ドイツ・イギリス』 東信堂

文部科学省(2015)『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』

渡邉満・押谷由夫・渡邊隆信・小川哲哉編 (2016)『「特別の教科 道徳」が担うグローバル化時代の道徳教育』 北大路書房

Ministrium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg (Hrsg.) (2008), Rahmenlehrplan

Grundschule: Lebensgestaltunf-Ethik-Religionskunde

Ministrium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg (Hrsg.) (2008), Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe 1: jahrgangsstufen7-10: Lebensgestaltunf-Ethik-Religionskunde

Suzuki Atsushi (2016), A Study on "Social Learning" in Elementary Schools in Berlin as German Citizenship Education,『大分大学教育学部研究紀要』第 38 巻,pp.113 - 125

Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), Rahmenlehrplan für die Sekunderstufe I Jahrgangsstufe 7-10 Ethik